

第1号様式

(第1面)

事業活動地球温暖化対策計画書

(あて先) 川崎市長

郵便番号 210-8577

住所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏名 川崎市

川崎市長 阿部孝夫 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称	川崎市		
主たる事務所又は 事業所の所在地	川崎市川崎区宮本町1		
該当する事業者 の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 上記以外の事業者（任意提出事業者）		
主たる事業 の業種	大分類	S	公務（他に分類されるものを除く）
	中分類	98	地方公務
主たる事業 の内容	地方公務		
事業者の規模	<input checked="" type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量	34,641 k l	
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車の台数	734 台	
	<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー起源の二酸化炭素 以外の温室効果ガスの排出の量	164,990 t-CO <sub>2</sub>	
連絡先	担当部署	担当部署名	環境局地球環境推進室
		所在地	川崎市川崎区宮本町1
		電話番号	044-200-3837
		FAX番号	044-200-3921
		メールアドレス	30titan@city.kawasaki.jp

※受付欄	※特記事項	※事業者番号	

計 画 期 間	平成22年度 ~ 平成24年度
温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針	別添 指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制	別添 指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量	別添 指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項	管理体制の整備、システムによる集計、分析の効率化、空調管理、省エネルギー型照明設備の導入、太陽光発電設備の導入、車両の保全管理、エコドライブの実践、低燃費車の導入 詳細は指針様式第1号第4、5面のとおり
他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項	なし
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	環境配慮契約の推進、グリーン購入の推進、庁内エコ運搬制度の推進、環境技術産学公民連携共同研究事業の推進、緑化の推進、環境教育等の推進 詳細は指針様式第1号第6面のとおり
備 考	川崎市の温暖化対策の取組について： <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30tisui/top/tisui-top.html">http://www.city.kawasaki.jp/30/30tisui/top/tisui-top.html</a>

備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。

3 計画書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。

4 ※印の欄は記入しないでください。

5 氏名（法人にあっては、その代表者）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができます。

## 事業活動地球温暖化対策計画

### 1 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

市役所では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（CCかわさき推進プラン）」において「市役所の率先取組の推進」を基本施策の柱として掲げており、その基本的方向を次のとおりとしている。

- ・目標：2020年度までに市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を2割以上削減する。（2008年度比）
- ・市民や事業者にも率先して次の取組を推進する。
  - ・エネルギー使用量の削減を進める。
  - ・再生可能エネルギー源の優先的な利用を進める。
  - ・温室効果ガス排出量の削減を進める。
  - ・環境に配慮した契約や物品の調達等を推進する。

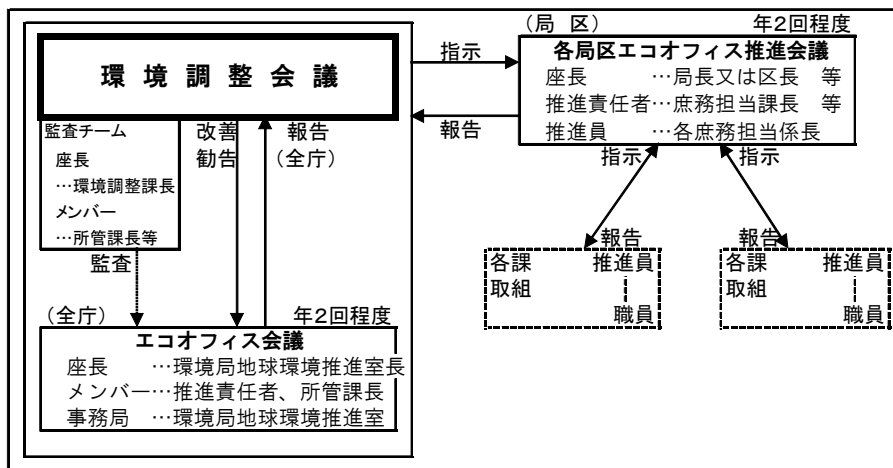
これらを踏まえた、計画期間の取組の基本的な考え方は次のとおりである。

- ・市役所の率先取組の実施のための庁内調整を円滑に図っていく。
- ・目標達成に向けて、削減取組を具体・事業化する。
- ・職員の省エネルギー意識の向上を図り、各職員が省エネルギー対策の取組を率先して実行する。

具体的には、①省エネルギー対策の推進、②環境配慮型設備等の導入のルール化と環境配慮型建築物・自動車への転換、③見える化による意識改革等を行っていく。

### 2 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制

川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）を策定し、全庁的に省エネルギー・環境配慮行動等について目標を設定し取組んでおり、その体制としては以下のとおりである。



※1：環境調整会議：環境行政に係る総合調整を行う会議

会長：副市長（省エネルギー法に基づくエネルギー管理統括者）

副会長：環境局長、メンバー：環境施策に関わる局長及び本部長

※2：エコオフィス会議：エコオフィス計画に基づく庁内の取組の総合調整等を行う会議

なお、エコオフィス計画は平成22年度を目標年度としているため、平成23年度以降の組織体制については、今年度策定する川崎市地球温暖化対策推進実施計画の策定と併せて構築していく予定である。

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標等 (第1号、第2号、第4号該当者等)

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量

ア 基準排出量と目標排出量

基準年度	平成21年度	目標年度	平成24年度
基準排出量	(実) 224,022 t-CO <sub>2</sub> (調) 215,969	目標排出量	(実) 205,317 t-CO <sub>2</sub>
削減率	(実) 8.3 %	削減量	(実) 18,705 t-CO <sub>2</sub>

イ 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等

原単位の活動量	単 位
基準年度の値	目標年度の値
削減率	%
延床面積、生産数量以外の原単位を使用した場合の理由	

ウ 目標設定に関する考え方

CCかわさき推進プランでは、市役所の目標を平成32年度(2020年度)に、平成20年度(2008年度)に対して2割以上温室効果ガス排出量を削減することとしている。  
この目標の達成に向けて、平成22年度～平成24年度の期間を、次の考えにより目標設定する。

- ・ 大規模事業所については、別紙2の各事業所の目標設定の考え方による。
- ・ それ以外の事業所については、エコオフィス計画に基づくこれまでの取組実績等も加味し、中期目標の達成に向けて年平均1.5%の総量削減を行う。

なお、平成22年度より、下水道部門を上下水道局へ移管し、教育委員会所管の社会教育施設の一部を市長部局へ移管したため、移管後の施設について基準排出量を算定し、目標を設定した。

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減目標 (全社目標)

2020年度までに市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を2割以上削減する。  
(2008年度比)

※川崎市(以下の事業者を除く)、川崎市上下水道局、川崎市交通局、川崎市病院局、川崎市教育委員会を含む市役所全体の削減目標

4 温室効果ガスの排出の量の削減目標等 (第3号該当者等)

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量

ア 基準排出量と目標排出量

基準年度	平成21年度	目標年度	平成24年度
基準排出量	(実) 5,043 t-CO <sub>2</sub> (調) 5,043	目標排出量	(実) 4,840 t-CO <sub>2</sub>
削減率	(実) 4.0 %	削減量	(実) 203 t-CO <sub>2</sub>

イ 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等

原単位の活動量	単 位
基準年度の値	目標年度の値
削減率	%
走行距離、輸送量以外の原単位を使用した場合の理由	

ウ 目標設定に関する考え方

<p>CCかわさき推進プランでは、市役所の目標を平成32年度(2020年度)に、平成20年度(2008年度)に対して2割以上温室効果ガス排出量を削減することとしている。この目標の達成に向けて、平成22年度～平成24年度の期間を、次の考えにより目標設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコオフィス計画に基づくこれまでの取組実績等も加味し、中期目標の達成に向けて年平均2%の総量削減を行う。</li> <li>・ 廃棄物収集車両や消防車両などの特種又は緊急用自動車については、その事業の特殊性から個別に削減割合を設定した。</li> </ul> <p>なお、平成22年度より、下水道部門を上下水道局へ移管し、教育委員会所管の社会教育施設の一部を市長部局へ移管したため、移管後の施設で所有している自動車について基準排出量を算定し、目標を設定した。</p>
---

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減目標 (全社目標)

<p>2020年度までに市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を2割以上削減する。(2008年度比)</p> <p>※川崎市(以下の事業者を除く)、川崎市上下水道局、川崎市交通局、川崎市病院局、川崎市教育委員会を含む市役所全体の削減目標</p>
---

5 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の内容

<p>事業所等に係る温室効果ガスの排出の量の削減を達成するための具体的措置</p> <p>(第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の整備 (2101010) 温室効果ガス排出量の削減に向けた体制を整備し、削減対策の実施に向けた具体的取組等を検討していく。</li> <li>・エネルギー使用量等の把握、計測、記録等の管理 (2102020) エネルギー使用量等の集計システムを構築し、目標や実績の見える化を行う。システムによって得られたデータの分析を行い、削減対策の基礎データとして活用する。</li> <li>・事務所等の空気調和の管理 (2201010) 空調の温度設定については、夏季 28 度、冬季 19 度とし、外気導入やブラインド等を活用し、空調の省エネ化に取り組む。</li> <li>・省エネルギー型照明設備の導入 (2601041) 事務所等の照明設備について、LED等の省エネルギー型照明を導入する。また、施設への省エネルギー設備導入のあり方について検討を進め、環境配慮型施設等の導入に向けたルールづくりを行っていく。</li> <li>・公共施設への太陽光発電設備の導入 (3001021) 区役所等の公共施設に、太陽光発電設備を導入する。</li> </ul> <p>前述のとおり、平成32年度(2020年度)に、平成20年度(2008年度)に対して2割以上温室効果ガス排出量を削減することを市役所の中期的な目標としており、本計画書制度の計画期間(平成22年度～平成24年度)は、2020年度に向けた第一段階と考えている。本期間では、これまでの取組を継続的に実施するとともに、大規模事業所を中心とした取組を推進していく。また全庁の推進体制の再構築を図るとともに、次の期間を視野に入れたモデル事業などを行っていく。</p>
<p>自動車に係る温室効果ガスの排出の量の削減を達成するための具体的措置</p> <p>(第 3 号該当者等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の整備 (5101010) 温室効果ガス排出量の削減に向けた体制を整備し、削減対策の実施に向けた具体的取組等を検討していく。</li> <li>・車両の保安全管理 (5101020) 日常的な点検、検査措置の記録、保存を適切に行う。</li> <li>・エネルギー使用量の把握 (5101030) 車両ごとの走行距離と消費燃料を集計し、過去の実績と比較して分析を行う。</li> <li>・エコドライブの実践 (5101040) 自動車運転手及び車両管理担当者のエコドライブ講習会への参加を促し、環境配慮への意識向上をはかる。また、エコドライブに係わる簡易マニュアルを各車両に配布し、エコドライブの実践を促す。</li> <li>・低燃費車の導入 (5102011) 九都県市指定低公害車及びアイドリングストップ装置装着自動車や、ハイブリッド自動車等環境性能等の優れた車両を導入する。また、小型ごみ車の更新にあたっては、ハイブリッド自動車の導入を原則とする。 また環境配慮契約推進方針に基づき、環境性能を考慮した契約を行うことで、低燃費自動車の導入を図っていく。</li> </ul>

## (2) 再生可能エネルギー源等の利用計画及び前年度末における利用実績

## ア 再生可能エネルギー源等の利用に係る考え方

CCかわさき推進プランでは、太陽エネルギー（太陽光・熱）を平成32年度（2020年度）までに、平成17年度（2005年度）と比べて30倍にすることを市域の目標としている。  
市役所としてこの目標達成に貢献していくため、公共施設に積極的に再生可能エネルギー源を導入し、市役所の温室効果ガス排出量の削減を図るとともに市民等への普及啓発を図っていく。  
また、市役所庁舎等の電力使用量の一部について、グリーン電力証書を購入し、カーボンオフセットを実施する。

## イ 再生可能エネルギー源等の利用計画及び利用実績

設備等の種類	概要(規模、導入場所、性能等)	導入年度	備考
太陽光発電	規模：6kW、導入場所：国際交流センター	平成20年度	導入済み
地中熱利用	規模：12,685kcal、導入場所：南河原こども文化センター	平成20年度	導入済み
太陽光発電	規模：10kW、導入場所：高津区役所	平成22年度	導入済み
太陽光発電	規模：20kW、導入場所：多摩スポーツセンター 規模：19kW、導入場所：中原区役所	平成22年度	予定
太陽光発電	規模：30kW、導入場所：平和館	平成23年度	予定

## ウ 再生可能エネルギー源等の価値の保有計画及び保有実績

種類	概要(規模、場所等)	保有年度	備考
太陽光発電	グリーン電力証書の購入 規模：428,000 kWh、場所：川崎市庁舎	平成20年度	購入済み
太陽光発電	グリーン電力証書の購入 規模：600,000 kWh、場所：川崎市庁舎、区役所庁舎	平成21年度	購入済み
太陽光発電	グリーン電力証書の購入 規模：575,000 kWh、場所：川崎市庁舎、区役所庁舎	平成22年度	購入済み
太陽光発電	グリーン電力証書の購入 規模：575,000 kWh、場所：川崎市庁舎、区役所庁舎	平成23年度	予定
太陽光発電	グリーン電力証書の購入 規模：575,000 kWh、場所：川崎市庁舎、区役所庁舎	平成24年度	予定

## (3) 基準年度の末日までに完了した主な対策内容

市役所では、基準年度以前から積極的な取組を行っている。  
具体的にはこれまで次のような取組を実施してきている。

- ・ 冷暖房の適温設定、夏の軽装勤務の実施
- ・ 電気自動車の導入 2台（軽自動車）、ハイブリッド自動車の導入 20台
- ・ 太陽光発電設備の導入 規模：51kWh
- ・ 太陽熱利用機器の導入 4施設
- ・ 地中熱利用空調の導入 1施設
- ・ グリーン電力証書の購入 規模：1,028,000kWh、場所：川崎市庁舎、区役所庁舎

6 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項

なし

7 その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項

- ・川崎市環境配慮契約推進方針に基づき、環境配慮契約の推進を行う。
- ・川崎市グリーン購入推進方針に基づき、グリーン購入の推進を行う。
- ・貨物や廃棄物の運搬等の際、運送事業者等に対し、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を要請するエコ運搬制度の推進を行う。
- ・環境技術産学公民連携共同研究事業を推進することで、事業者等の環境技術等の研究・開発を支援するとともに、その成果を低炭素社会の構築に向けて還元していく。
- ・屋上緑化等緑化の推進を行う。
- ・環境教育、環境学習の推進を行い、人材育成とともに普及啓発施設の整備など拠点の充実を図る。



8 前年度の温室効果ガスの排出の量等の実績

(1) 事業者単位

ア 第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等

(実)	311,007	t-CO <sub>2</sub>
(調)	295,555	

イ 第 3 号該当者等

(実)	5,105	t-CO <sub>2</sub>
(調)	5,105	

(2) 事業所等単位 (第 1 号、第 2 号該当者等)

ア 年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500k<sub>l</sub> 以上の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
別紙のとおり				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>

イ 年間の原油換算エネルギー使用量が原油換算で 500k<sub>l</sub> 以上 1,500k<sub>l</sub> 未満の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
別紙のとおり				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>

ウ 年間の原油換算エネルギー使用量が原油換算で 500k<sub>l</sub> 未満の事業所の一覧

エネルギー使用量の規模	事業所数
400～500k <sub>l</sub> 未満	4
300～400k <sub>l</sub> 未満	12
200～300k <sub>l</sub> 未満	19
100～200k <sub>l</sub> 未満	21
100k <sub>l</sub> 未満	1688

(3) 事業所等単位 (第 4 号該当者等)

ア 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量 (二酸化炭素換算) が 3,000 t 以上 (二酸化炭素の場合はエネルギー使用に伴い排出したものを除く。) の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
別紙のとおり				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>
				t-CO <sub>2</sub>

イ 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量 (二酸化炭素換算) が 3,000 t 未満 (二酸化炭素の場合はエネルギー使用に伴い排出したものを除く。) の事業所の数

事業所数	1754
------	------

## 別紙

年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500k1 以上の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
川崎市庁舎	川崎区宮本町1	9821	市町村機関	3967 t-CO <sub>2</sub>
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	8816	ごみ処分業	27056 t-CO <sub>2</sub>
新百合トウェンティワン	麻生区万福寺1-2-2	6911	貸事務所業	2469 t-CO <sub>2</sub>
入江崎水処理センター	川崎区塩浜3-17-1	3631	下水道処理維持管理業	14549 t-CO <sub>2</sub>
加瀬水処理センター	幸区南加瀬4-40-22	3631	下水道処理維持管理業	7869 t-CO <sub>2</sub>
等々力水処理センター	中原区宮内3-22-1	3631	下水道処理維持管理業	15771 t-CO <sub>2</sub>
麻生水処理センター	麻生区上麻生6-15-1	3631	下水道処理維持管理業	3622 t-CO <sub>2</sub>
入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12	3631	下水道処理維持管理業	43842 t-CO <sub>2</sub>
中央卸売市場北部市場	宮前区水沢1-1-1	9599	他に分類されないサービス業	4167 t-CO <sub>2</sub>

年間の原油換算エネルギー使用量が原油換算で 500k1 以上 1,500k1 未満の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
川崎シンフォニーホール	幸区大宮町1310	8022	興行場	1622 t-CO <sub>2</sub>
多摩区役所総合庁舎	多摩区登戸1775-1	9821	市町村機関	1350 t-CO <sub>2</sub>
川崎競輪場	川崎区富士見2-1-6	8031	競輪場	1258 t-CO <sub>2</sub>
地方卸売市場南部市場	幸区南幸町3-149	9599	他に分類されないサービス業	1200 t-CO <sub>2</sub>
北部リハビリテーションセンター	麻生区百合丘2-8-2	8559	その他の障害者福祉事業	1063 t-CO <sub>2</sub>
かわさき南部斎苑	川崎区夜光3-2-7	7951	火葬業	1166 t-CO <sub>2</sub>
かわさき北部斎苑	高津区下作延1872	7951	火葬業	1241 t-CO <sub>2</sub>
堤根処理センター	川崎区堤根52	8816	ごみ処分業	29250 t-CO <sub>2</sub>

物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量（二酸化炭素換算）が 3,000 t 以上（二酸化炭素の場合はエネルギー使用に伴い排出したものを除く。）の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	8816	ごみ処分業	72296 t-CO <sub>2</sub>
堤根処理センター	川崎区堤根52	8816	ごみ処分業	29250 t-CO <sub>2</sub>
橘処理センター	高津区新作1-20-1	8816	ごみ処分業	43411 t-CO <sub>2</sub>
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	8816	ごみ処分業	27056 t-CO <sub>2</sub>
入江崎水処理センター	川崎区塩浜3-17-1	3631	下水道処理維持管理業	14549 t-CO <sub>2</sub>
等々力水処理センター	中原区宮内3-22-1	3631	下水道処理維持管理業	15771 t-CO <sub>2</sub>
入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12	3631	下水道処理維持管理業	43842 t-CO <sub>2</sub>

## 9 自動車の使用状況 (第3号該当者等)

## (1) 車両の種別 (前年度末日時点)

総 数		台数	
		734	台
内訳	普通貨物自動車	121	台
	小型貨物自動車	55	台
	大型バス	3	台
	マイクロバス	1	台
	乗用自動車	84	台
	特種自動車	470	台

## (2) 燃料の種別 (前年度末日時点)

総 数		台数		比率	
		734	台		
内訳	電気自動車	1	台	0.1	%
	天然ガス自動車	16	台	2.2	%
	メタノール自動車		台	-	%
	ハイブリッド自動車	20	台	2.7	%
	プラグインハイブリッド車		台	-	%
	燃料電池自動車		台	-	%
	水素自動車		台	-	%
	ガソリン自動車(ハイブリッド除く)	258	台	35.1	%
	ディーゼル自動車(ハイブリッド除く)	439	台	59.8	%
	LPGガス車		台	-	%
	その他		台	-	%
	うち低燃費車※の台数	24	台	3.3	%

※低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき定められた燃費基準(トッパンナー基準)を早期達成している自動車をいう。